みまもり通信

2021 12月 vol.10

えっ!通信販売 クーリング・オフできないの?

クーリング・オフ制度とは

特定の取引で商品等を契約してしまった場合、<u>法律で定められた期間内</u>であれば、 無条件で契約を解除できる制度です。

- ※商品が三千円未満は適用外、使用してしまった消耗品(例:化粧品等)は適用外
- ※クーリング・オフ制度は業者と個人の取引で適用される制度のため、個人間の取引は適用外(例:メルカリ等)

クーリング・オフ制度が適用される特定の取引期間とは

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取り引き	8日間
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パ゚ソコン 教室、結婚相手紹介サービ、スの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を 事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘因販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間



クーリング・ オフの活用や ご相談は 下記へ連絡 して下さい

- ◆通信販売にクーリング・オフ制度はありません。
- ◆返品については事業者が決めた返品特約に従うことになります。 返品特約が定められていない場合には、商品を受け取った日を 含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- ◆通信販売で、商品を購入する際は、事前に返品の可否や返品・ 交換が可能な場合の条件をよく確認しましょう!!



【発行・問い合わせ先】

御所野地域包括支援センターけやき

電 話 826-0651

FAX 826-0652



消費者ホットライン(

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。